

論  
説

昭和十年十二月の陸軍演習令改定について

松  
本  
武  
彦

目次

はじめに

一 改定の一般的背景

二 法令による軍制の構築

三 改定陸軍演習令の特質

四 法令の実態的背景——平時の患者

おわりに——陸軍演習令改定の構造的的特質

はじめに

日本陸軍が、いわゆる演習に関して本格的な法令で規定したのは、そう古いことではない。統帥権を総覧する天皇の名によって「陸軍演習令」が制定されたのは、大正十三年三月二十九日のこと。後に、昭和天皇となる摂政宮によって、「軍令陸第二号」として施行された。当時の陸軍大臣は、宇垣一成であった。

演習自体に対し、軍はこれを教育の手段と考え、また平時における教育の到達点として、軍隊の「練成」上最も重要な地位を占めるものと理解しており、演習という訓練によって軍隊における教育が完璧なものになる、とした。<sup>(1)</sup>したがって、大元帥たる天皇が自ら統監しておこなう特別大演習は、いわば最高最大の演習として、明治二十五年に第一回が実施されてから、明治後期以降昭和初年にかけて、日露戦争と関東大震災の年を除き、ある年には三個以上の師団が参加し、またある年には近衛師団も参加するなど、規模と内容を更新しつつ、ほぼ毎年おこなわれた。<sup>(2)</sup>

「陸軍演習令」は、冒頭において、「勉メテ実戦ニ近キ状態ニ於テ幹部及兵卒ヲ訓練シ以テ教育ノ完璧ヲ期スル」ことを目的とし、<sup>(3)</sup>「至厳ナル軍紀」、「旺盛ナル士気」、「勇往敢為ノ気象」を奮い立たせ、さらにそれらの「持久力ヲ増進セシムルコト」<sup>(4)</sup>を明記していた。以後、「軍の統帥に関し勅定を経たる規定」<sup>(5)</sup>として、演習といういわば擬似的な戦場における活動において、ある時には、訓練や教育に名を借りた上官による下士卒への理不尽な命令や要求の法的根拠ともなった。

本稿は、如上の陸軍演習令の内容、構成それらから知ることができると構造的性質、とくに昭和十年十二月に改定された改定演習令の特質<sup>(6)</sup>について明らかにすることを目的とする。その際、改定陸軍演習令分析の視点として、第一に改定前の演習令の章立てなどの構成、各条文の内容との比較。第二に、改定の要因すなわちなぜ改定されたかを明らかにする必要があるが、当面、ここでは、第一の点について考察することを中心におこない、第二点に関しては別稿に譲ることとする。

## 一 改定の一般的背景

日露戦後の国際関係の中で、大正末年、日本は中国東北地方に関東軍を維持しており、植民地とした台湾、朝鮮に置いた台湾軍、朝鮮軍などとあわせていわゆる外地における軍事力を形成していた。

しかし、昭和に入つて、山東出兵や済南事件といったかたちで大陸での作戦範囲を拡大させ、また、満州事変以降は、戦力的な規模においても拡大を見た。

さらに、参謀本部や陸軍の指導部周辺で演習令の改定が議論され始めた昭和七・八年頃には、いわゆる上海事変や河北省東北部における日中の兵力引き離しを約した塘沽停戦協定の合意に至るまでの戦闘など、日本軍の行動は中国東北地方や華北にとどまらなくなっていた。

こうした、日本軍の軍事的な活動範囲の拡大、いふなれば日本の大陸侵略の拡大こそが、従来の「演習令」を見直し改定をおこなう背景となっていたであろうことは、容易に想像がつく。大陸侵略の過程で蓄積された経験、戦

訓が、日常的におこなう訓練、演習に反映されないはずはない。

さらに、この間の軍事の戦術的側面から見た変化、たとえば新兵器の出現や従来兵器の性能の向上など。これらのことも当然演習の内容の改定に際し、多面的に考慮されたはずであるし、考慮の跡が見られなくすれば、それはなぜか、そのことの背景には何があるのかが考察されるべきであろう。

加えて、演習自体から得られた教訓も、新たな演習令の内容に反映されたであろう事が推測される。演習中に起こった事故や不慮の出来事。それらへの対策は、実戦における同様の出来事を未然に防ぐため、新たな演習令に組み込まれたはずである。

以上のような演習令改定の背景に関しては、これをより具体的に検討する別稿を準備中である。

## 二 法令による軍制の構築

国家制度の一部としての軍制は、これを構築し実効なさしめるために、法令による規定が必要となることは言うまでもない。大日本帝国憲法のもとでは、兵役法などの如く、帝国議会の「協賛」を経て天皇の裁可によって制定される法規と、兵役法施行令や陸軍補充令などといった、閣議を経て勅令というかたちで制定公布されるものとがあった。

ただし、統帥の大権を総攬する天皇のもとで、このいわゆる統帥権に関係する事項は、議会や閣議に拘束されず、天皇が、陸海軍大臣によって直接上奏されたものを裁可して制定され、「軍令」という形式で施行された。<sup>(7)</sup>

本稿が検討の対象とする陸軍演習令改定の時期、昭和十年前後における軍制や軍事関係法規に関する研究によれば、軍令は、次のような特質を持つとされた。<sup>(8)</sup>第一に、統帥に関する事項に限られること。したがって、軍隊そのものやその構成員たる軍人に適用されるのであるが、戦時または事変の場合は国民にもこれを適用することができること。第二に、一般国務に関する法律や勅令と相違して、内閣総理大臣などの副署は不要で陸海軍大臣の副署さえあればよい。第三に、軍令のなかには公布されないものもあること。第四に、原則として即日施行であること。

しかし一方で、個々の作戰命令、兵の運用や軍隊における日常的な各種命令が定められた条規の形式を採らぬのに対して、軍令は、陸海軍大臣の副署を得た勅定規定のかたちをとった。<sup>(9)</sup>

さらに、軍令はその形式上四つに分類される。ひとつは公示すべき軍令が陸海軍に共通するもので、発布に際し「軍令第〇号」とされる。第二に、公示すべき軍令が陸軍のみに関する諸条例、諸規則、操典、教令、教範などの発布に際し、「軍令陸第〇号」とされるものである。本稿が検討の対象としている陸軍演習令は、この一例である。第三に、公示しない軍令で機密事項たとえば動員計画や戦時の編制などの発布にあたって、「軍令陸甲第〇号」とされるもの。さらに第四に、同じく公示しない軍令で秘密事項たとえば平時編制や勤務令などの発布にあたって、「軍令陸乙第〇号」とされるものである。<sup>(10)</sup>

軍令は、それが令達、通牒などしようとする内容のいわゆる秘密性に関連して、やはり四つに分類することもできる。第一は令達、通牒などにあつて「陸機第〇号」とされるもので、その内容が機密事項にあたる場合である。第二に、「陸密第〇号」とされるものである。これはその内容が秘密事項にあたる場合である。第三に、令達、通牒などにあつて「陸普第〇号」とされるもので、この場合内容的に機密・秘密であることを必要としない。第四

に、軍令に関係して訓令・訓示・内訓などが発せられる場合で、「陸訓第〇号」とされる。<sup>(11)</sup>

軍令は、その改定に当たり、これを誰が発議するかによって二つに分けることもできる。つまり、改定そのものや改定内容について天皇に創議するものがだれかによって、軍令を二つに大別できるのである。ひとつは参謀総長によるものであり、もうひとつは教育総監によるものである。<sup>(12)</sup> 前者は軍制など全般の観点から、後者は主として参謀教育などの観点から、実戦などによる戦訓を土台とするなどして参謀本部や陸軍省において意思形成がはかられたものと考えられる。

さて、昭和十年十二月十四日に改定施行された陸軍演習令すなわち軍令陸第十七号は、その二年前、昭和八年末を目途に、改定への陸軍省内での意見集約がおこなわれた。同年十一月二十一日付けで参謀本部総務部長から陸軍省副官にあてて、提出期限を同年十二月二十八日とする演習令改定に関する意見の提出が求められ、これに対し、陸軍省補任課から三件の意見が提出された。第一は、師団對抗演習の名称を改正するなどして、参加部隊の「兵力編組ヲ伸縮自在」とすべきである。第二に、「作戦力儀礼ノ為妨害ヲ受クルコトヲ緩和スル為特別大演習二時期ノ区分为ス」などして作戦本位の期間をもうけるべきである。第三に、経費節減をおこなうために、各種の演習を連合して実施すべきである。<sup>(13)</sup> というものだった。

こうした動きが、参謀本部による関係各部署への意見聴取のどの段階にあたるのかは不明だが、少なくとも参謀本部自体の改定意思自体が曖昧なまま外部にこのような働きかけがおこなわれることは考えにくい。したがって、参謀本部の改定の意思は、こうした動きが始まる以前、すなわち遅くとも昭和八年十一月以前には固まっていたものと考えられる。

### 三 改定陸軍演習令の特質

改定された陸軍演習令の篇別構成、章立ては以下の通りである。

総則

第一篇 演習ノ種類

通則

第一章 連合演習

第二章 師団演習

第三章 特別師団演習

第四章 特別大演習

第五章 特別各兵演習

第六章 司令部演習

第七章 特種演習

第二篇 統監部

第三篇 演習部隊ノ行動

第四篇 禁制及注意

第五篇 損害賠償

第六篇 衛生

第七篇 憲兵

第八篇 觀兵式

第九篇 雜則

総則は、第一から第十よりなる。第一において演習一般の目的を「勉メテ実戦ニ近キ状態ニ於テ軍隊ヲ訓練シ以テ教育ノ完璧ヲ期スルニ在リ」とする。第二では、演習実施にあたって、各級幹部以下の演習に関する諸規定の遵守義務を明記している。第三は、演習が実戦に及ばないという限界を指摘し、実戦を意識し、実戦に備えた行動をとるよう求める。第四に、演習においては各級幹部以下は自身の判断によって、状況に応じた活動を行い、指揮官はこれを拘束しないことが緊要であるとする。以下、第五で演習の効果に関し、第六で演習によって得た教訓活用的重要性について、第七で機密保持について、第八で本令の適用は規定された教練・演習以外にも準用されること、などとなっている。

第一篇は各種演習についてその目的や性質について規定している。冒頭、通則が第十一から第二十まであり、最初の第十一で演習を次の七つに区分している。すなわち、連合演習、師団演習、特別師団演習、特別大演習、特別各兵演習、司令部演習、特種演習である。各演習における師団長、軍司令官、陸軍大臣、参謀総長、教育総監の権限や役割などについて第十二以下数項で規定し、第十九、第二十では演習参加部隊の部隊長の任務などについても言及している。

以下第一章から第七章までは、章の題目から分かるように、各演習の種別ごとに目的や師団長などの役割について規定している。

「第二篇 統監部」は、第八十一から第八十七よりなり、統監部の構成や役割、審判官などについて規定している。第八十二で、統監は演習を計画し、実施を指導監督し、さらに成績の講評をおこなうとしている。

「第三篇 演習部隊ノ行動」は、第八十八から第九十九よりなる。演習部隊の動きを審判官が把握し易くするための規定や、戦闘外の部隊の待機方法等の規定を明示している。

「第四篇 禁制及注意」は第百から第百十九に分かれる。「地方吏民」にまぎれての情報収集、小銃・擲弾筒の二〇メートル以内からの空包の発火、歩兵の五メートル以内の接近、濃霧内での航空機の空中戦、鉄道の踏み切り以外を横断すること等々の禁止事項を規定し、規定された事項以外にも統監が禁止事項を設けることができるとしている。

「第五篇 損害賠償」は、演習によって生じた土地、耕作物などへの損害賠償に関する規定である。損害を蒙った者との「協議」を規定するが、「協議調ハサルトキハ徵発令ノ定ムルトコロ抛リナル」とする。第百十四から第百十九よりなる。

「第六篇 衛生」は第百二十から第百二十二の三項、「患者療養班」、「病馬收容班」の設置などについての規定である。人馬が療養を必要として演習部隊に同行できないときは、中立とみなして療養、收容することなども規定されている。

「第七篇 憲兵」では、第百二十三から百二十六の四項で、憲兵の演習参加を規定している。ただし、「憲兵ハ部

隊及哨兵ニ対シテハ其権能ヲ行フコトヲ得ス」とする。

「第八篇 觀兵式」は第百二十七と第百二十八の二項である。特別大演習においては天皇に対する参加部隊の觀兵式を行うことを規定している。

第百二十九から第百三十二は「第九篇 雜則」である。

次に改定前の陸軍演習令の篇別構成、章立てを示せば左の如くである。

第一篇 総則

第二篇 演習ノ結構

第一章 演習ノ種類

第二章 諸兵連合演習

第三章 師団秋季演習

第四章 師団對抗演習

第五章 特別大演習

第六章 各兵特別演習

第七章 特種演習

第三篇 演習ノ計画及実施

通則

第一章 演習ノ計画

- 第二章 演習ノ指導
- 第三章 演習ノ審判
- 第四章 講評
- 第五章 行李及輜重
- 第六章 宿営及給養
- 第七章 通信
- 第八章 演習指導上ノ信号
- 第九章 禁制及注意
- 第十章 損害賠償
- 第十一章 人馬ノ衛生
- 第十二章 憲兵
- 第十三章 演習後ノ觀兵式
- 第十四章 雜則

全体の構成は、まず演習の目的などを定める総則、次に演習の種類別の内容規定、最後に演習の計画・実施に係する諸規定というかたちになっており、改定後もこのような構成は基本的に維持されている。ただし、改定前は、演習の計画・実施に係する諸規定において、「演習ノ計画」、「演習ノ指導」、「演習ノ審判」、「講評」、「行李及輜重」、「宿営及給養」、「通信」、「演習指導上ノ信号」の各章が存在したが、改定後はこれらの章がなくなっている。

る。その結果、全体の項目数も、改定前が一八七項であったにもかかわらず改定後は一三二項に減少している。つまり昭和十年十二月十四日の改定は、全体の構成の上で簡略化がなされているのである。では、上掲の、改定前の条文に規定されていた演習の計画や指導などに関する条項は、演習令に不要なものとして切り捨てられたのであるか。そこで考慮されなければならないのが、「陸軍演習令附録」の存在である。改定前の大正十三年三月に制定施行された演習令には、「陸軍演習令附録」全一八項が付され、「第一章 戦闘審判要則」で火力・士気等々の優劣の判定法が規定され、「第二章 標識」で統監部をはじめ観戦者や戦闘外部隊の標識などが定められていた。ところが昭和十年十二月十四日の改定においては、演習令本体から独立した「陸軍第四十一号」として本体の改定から三日後の十二月十七日に「陸軍演習令附録」が布達された。そして、改定後の演習令本体から外れた演習の計画や指導に関する規定は、この附録において規定されることとなったのである。附録も含めれば演習令に関連する規定は、改定前後において、内容的にはほとんどまったく変更なく継続されたのである。ただし、それは演習令そのものとは別の「附録」における規定を拡大する形でおこなわれた。その結果、演習令本体についてみれば、改定によって内容は精選される結果となり、個々の規定は全体の中でその比重を増すこととなったのである。

では、演習令本体の規定は、個々にどのような内容的変更が加えられ、またどのような内容が引き続き規定されたであろうか。総則で規定された演習の目的に関しては、実戦に近い状態で訓練を行って教育の完璧を期することにある、という点で変化しない。また、演習の方法として絶えず実戦の状況を考慮して行われなければならないという規定もほぼ同様である。ところが、改訂後に出現したいくつかの規定、たとえば第二に明記された、各級幹部以下への諸規定の遵守規定、第四に規定された指揮官の臨機の対応を緊要とする条項は、改定前には見られない

ものである。一方、演習目的のひとつとしての「持久力」への言及（第三）や上級指揮官の命令への服従、一身を犠牲にして全軍の利益を図るといった気概の養成を強調する（第四）などのことは、改定後の条文には規定されていない。さらに改定前の演習令は、ことさら項を立てて（第五）、「演習特ニ長時間ニ互ル大部隊ノ演習ハ軍隊ヲシテ艱苦缺乏ニ耐ヘ克ツノ精神ヲ増進セシメンカ為最良ノ機会ヲ与フルモノナリ」とし、こうした経験を一度でもおこなえば、自信を持つことができるので、「時トシテハ非常特異ノ情況ヲ設ケテ演習」することが必要だとしている。

改定前の第九章、改定後の第四篇「禁制及注意」部分は、その内容が極めて具体的に變動している。改定前、空包の発火は小銃においては五〇メートル、機関銃においては一〇〇メートル、歩兵砲を含む火砲では二〇〇メートル以内でのそれを禁じていた（第四百四十三）が、改定後は、それぞれその数値が小銃二〇メートル、機関銃五〇メートル、火砲一〇〇メートルになっている（第一百）。つまり、より近接した状況での戦闘を想定しているのであって、こうした内容の改定は、大正十三年から昭和十年にかけての火力の増大や軍事技術の精緻化を考慮すれば、演習においてもより実戦に近い活動、それも白兵戦に類似した戦闘行動への習熟が求められるようになったものとして理解できよう。改定前には、「突撃又ハ襲撃ニ方リテハ両軍二十米以内ニ接近スル」ことは禁じられていた（第四百四十四）が、改定後の「徒歩兵間」の距離は五メートルまで接近できることとなった。

改定前には第十章、改定後第六篇となった「損害賠償」は、演習によって生じる土地や農産品などの損害を賠償する規定である。改定前後で大きく相違するのは、改定前においては損害の認定や補償・賠償の内容を決定するにあたって、「評価委員」、「損害賠償委員」が規定されていることである。第百五十九において、軍と損害を受けた

主として民間や市町村との協議が不調の場合、「徴発令」などに基づき「評価委員」を設置して評定することが定められている。「損害賠償委員」は、損害賠償を公正なものにすることを目的に、統監などが設置するもので、将校および経理官、必要に応じて憲兵および属員、さらにこれらに地方官吏を補助として加えて構成された（第百六十三）。演習中、損害を与えた部隊が直接損害を受けたものに賠償を行わない場合は、損害の場所や程度、損害が生じた理由、損害が生じた日時などに関して、統監または上述「損害賠償委員」に報告することになっており（第百六十二）、通報を受けた「損害賠償委員」が地方官吏とともに実際の賠償の評価やその後の手続きを執ることが規定されていた（第百六十三）。しかし改定後の「損害賠償」では、「評価委員」が規定されていない。さらに「損害賠償委員」についても、その目的や役割に関する規定が存在しない。単に、損害賠償を行うために統監が「損害賠償委員」を設ける、となっているだけである（第百十七）。演習中、損害を与えた部隊が損害を受けたものに直接賠償を行わない場合に、損害の場所や程度などに関して報告する対象として、統監とともに「損害賠償委員」を規定する項は、継続されている（第百十八）。総体として、「損害賠償委員」に関する規定に表れているように、改定による規定の簡略化がはかられているように評価できるが、一方では、細目に亘る規定がなされた部分もないではない。それは「損害賠償委員」の構成である。改定前の規定では、将校および経理官、必要に応じて憲兵および属員、補助としての地方官吏が規定されていたが、改定後は、必要に応じて加えられるものとして、憲兵のほか「軍（獣）医」が規定された（第百十七）。このことは、演習中に生ずる損害賠償を要する事案が、単に土地や耕作物だけでなく、人や家畜への補償を伴うものとなった、あるいはそうした事案が増加したことを示唆しているものと推察される。

改定前の「第十一章 人馬ノ衛生」で第六十六から第七十の五項に規定していた「衛生」に係する規定は、改定後は、「第六篇 衛生」で第二百二十から第二百二十二まで三項で定められている。患者療養班、病馬收容班の設置などを規定しており、改定前と後で、全体として大きな差異は見られない。ただし改定後の条文には、患者療養班と病馬收容班が直接患者や病馬を收容したときの行動として、それぞれの所属部隊に速やかに通報することを規定している点は、改定前の条文に見られないものである。患者などの收容によつて速やかに治療を施す体制を整えただけでなく、仮に演習中患者や病馬が出るような混乱した事態が生じたときに、迅速な情報の共有、状況把握によつて、部隊が混乱することを防止しようとするものである。さらに、改定前においては軍医以外の「地方医」への患者の「依託」は「情況已ムヲ得サルトキニ限ルモノトス」（第六十六）とされたが、改定後にはそうした規定は存在しない。「地方医」への依託は既定のこととされ、その場合の速やかな患者療養班への通報を規定する（第二百二十一）にすぎない。

どのような具体的な症例が收容の対象となつたかについては、「附表第二 演習患者表」が明らかにしている。表中の「病症別」の欄が「外傷及不慮」と「其ノ他」に分かれており、改定以前の「外傷及不慮」欄には、以下の「病症」が挙がっている。

靴傷

鞍傷

馬蹄傷

挫創挫傷

捻挫

過労性筋、骨膜炎

足腫

凍傷

其ノ他

さらに「其ノ他」の欄には左の如くある。

伝染病

伝染病擬似

麻刺利亜

喝病

急性咽喉及気管支炎

急性胃腸病

其ノ他

表は、これらについて総計のほか治療日数、演習日数、兵員一〇〇〇人ごとの一日あたりの患者数などを記録するものであるが、改定後も引き続き使用された。改定前後で異なる点は、改定後の「外傷及不慮」欄に「『アヒレス』腱鞘炎」が加わったのみである。<sup>(14)</sup> 改定までのおよそ一〇年の間、演習中にもかかわらず演習から離脱させ、収容して加療が必要と認められる病態はほとんど変化していないわけである。

#### 四 法令の実態的背景——平時の患者

演習令の内容、たとえば「衛生」の規定は、当時の陸軍の平時における傷病者（患者）の実態を反映したものと考えられる。演習令改定当時の傷病者の存在はいかなる状況の下におかれていたであろうか。

当時の陸軍における平時の患者数は、一日当たり兵員千人に対し、二八・五であった。そのうち兵営で治療されていたものが一二・〇、病院に收容されていたものが一六・四だった。これを軍隊の所在地別にみると、内地部隊一二・一、朝鮮軍一一・一、台湾軍九・六、関東軍一二・九、「支那駐屯軍」一七・六の比率であった。患者一人の治療日数は、兵営において治療したものの五・二、病院に收容され治療を受けたもの三三・四となっている。また、部隊の所在地別に見ると、内地部隊五・三、朝鮮部隊五・二、台湾部隊四・四、関東軍五・一、「支那駐屯軍」五・〇となる。兵営および病院での治療日数を合算すると、患者一人当たり内地部隊で一・一であった。各師団の一日千人に対する患者数をみると、近衛師団二一・八二、第一師団一七・四〇、第二師団一五・七八などとなっており、最も多数なのは北海道の第七師団で三五・五九であった。兵営にしろ病院にしろ、收容され治療を受けるにいたった原因は、おそらく消化器系の病気である「栄養器病」によるもので、平均一日人員千に対して三七五・一八、次いで「外傷及不慮」一四六・四四、「外被病」九七・四八などとなっている。大正三年から昭和三年までの病死（自殺、他殺、不慮死を含む）者数は、大正三年から六年までが平均三五九人。大正七年はスペイン風邪の流行によって六一九人に増加。同八年はさらに増えて一〇一四人。同九年が最も多く一七二四人。翌十年から十二

年までは平均三九七人に減少。以降は二〇〇人台を続けている。<sup>(15)</sup>

### おわりに——陸軍演習令改定の構造的特質

昭和十年十二月の陸軍演習令の改定は、次のような構造的特質を持っていた。

まず、改定前、演習の目的などを定める総則、次に演習の種類別の内容規定、最後に演習の計画・実施に関係する諸規定という構成になっており、改定後もこれは基本的に維持されている。ただし、改定前には、演習の計画・実施に係る諸規定において、「演習ノ計画」、「演習ノ指導」、「演習ノ審判」、「講評」、「行李及輜重」、「宿営及給養」、「通信」、「演習指導上ノ信号」の各章が存在したが、改定後はこれらの章は「陸軍演習令附録」にくりこまれ、項の数はおよそ五〇項減らされ、全体として簡略化し、個々の規定の全体に占める比重を高めようという意図がうかがわれるものとなった。

また、個別に規定内容の変化を見ると、総則にある演習の目的に関して、実戦に近い状態で訓練を行って教育の完璧を期することにある、という点で変化ない。また、演習の方法として絶えず実戦の状況を考慮して行われなければならないという規定もほぼ同様である。しかし、改定後の項の第二の規定、すなわち各級幹部以下への諸規定の遵守規定、第四の、指揮官の臨機の対応を緊要とする条項は、改定前には見られない。一方、演習目的のひとつとしての「持久力」への言及や上級指揮官の命令への服従、一身を犠牲にして全軍の利益を図るといった気概の養成を強調するなどのことは、改定後の条文には規定されていないのである。さらに改定前の演習令は、第五で、

「演習特ニ長時間ニ互ル大部隊ノ演習ハ軍隊ヲシテ艱苦缺乏ニ耐ヘ克ツノ精神ヲ増進セシメンカ為最良ノ機会ヲ与フルモノナリ」とし、こうした経験を一度でも持てば自信を得るので、「時トシテハ非常特異ノ情況ヲ設ケテ演習」することが必要だとしている。

改定前の第九章、改定後の第四篇「禁制及注意」部分は、たとえば、改定前、空包の発火は小銃においては五〇メートル、機関銃においては一〇〇メートル、歩兵砲を含む火砲では二〇〇メートル以内でのそれを禁じていたが、改定後は、禁じる距離が小銃二〇メートル、機関銃五〇メートル、火砲一〇〇メートルになっている。より近接した状況での戦闘を想定しているのであって、こうした内容の改定は、大正十三年から昭和十年にかけての火力の増大や軍事技術の精緻化を考慮すれば、白兵戦に類似した戦闘行動への習熟が求められるようになったものとすることができよう。そのことは、改定前には、「突撃又ハ襲撃ニ方リテハ兩軍二十米以内ニ接近スル」ことは禁じられていたが、改定後の「徒歩兵間」の距離は五メートルまで接近できることとなった点にもあらわれていると言えよう。

改定前には第十章、改定後第六篇となった「損害賠償」に関しては、改定後の「損害賠償」では、損害に対する「評価委員」が規定されていない。さらに「損害賠償委員」についても、その目的や役割に関する規定が存在しない。単に、損害賠償を行うために統監が「損害賠償委員」を設ける、となっているだけである。総体として、「損害賠償委員」に関する規定に表れているように、改定による規定の簡略化がはかられているように評価できるが、一方では、細目に亘る規定がなされた部分もある。それは「損害賠償委員」の構成である。改定前の規定では、将校および経理官、必要に応じて憲兵および属員、補助としての地方官吏が規定されていたが、改定後は、必要に

じて加えられるものとして、憲兵のほかに「軍（獣）医」が規定された。演習中に生ずる損害賠償を要する事案が、単に土地や耕作物だけでなく、人や家畜への補償を伴うものとなった、あるいはそうした事案が増加したことを示唆しているのではないだろうか。

「衛生」に関係する規定は、改定前と後で、全体として大きな差異は見られないが、改定後には、患者療養班と病馬収容班が直接患者や病馬を収容したときの行動として、それぞれの所属部隊に速やかに通報することを規定している。患者などの収容によって速やかに治療を施す体制を整えただけでなく、仮に演習中患者や病馬が出るような混乱した事態が生じたときに、その混乱が部隊全体に波及することの無いよう、その防止策を企図したものである。さらに、改定前においては軍医以外の「地方医」への患者の「依託」は「情況已ムヲ得サルトキニ限ルモノトス」とされたが、改定後にはそうした規定は存在しない。「地方医」への依託は既定のこととされ、その場合の「速やかな患者療養班への通報を規定するにすぎない。演習への民間人の介入について、「衛生」問題においてはこれを許容しようという意図とも理解しうるのである。

注

- (1) 太田公秀『陸軍法規（軍事科学講座第七篇）』文芸春秋社、七一頁。
- (2) 桜井忠温編『国防大事典』一九三二年、（国書刊行会、一九七八年再版）五六六頁。
- (3) 『陸軍演習令』大正一三年三月二十九日、第一。
- (4) 同上、第三。
- (5) 池田純久『軍事行政』常盤書房、一九三四年、一二二頁。

- (6) 昭和十年十二月十四日付けで改定施行が命ぜられ、「軍令陸第十七号」として公布された。陸軍大臣は川島義之であった。
- (7) 山崎正男「陸軍軍制史梗概（昭和二年五月）」第一類軍令（森松俊夫監、松木一郎編『陸軍成規類聚』研究資料）〔陸軍成規類聚〕資料集成4）緑陰書房、二〇〇九年、所収 参照。
- (8) 池田、前掲書、二二〇～二三頁。
- (9) 同上、二三～二四頁。
- (10) 同上、二四頁。
- (11) 同上、二四～二五頁。
- (12) 同上、二四頁。
- (13) 昭和八年十一月二十一日付け参謀本部総務部長から陸軍省副官あて「陸軍演習令改正意見の件」〔大日記 甲輯〕昭和九年第四類第一冊。
- (14) 厳密には、改定前の「其ノ他」欄の「急性咽喉及気管支炎」が、改定後「急性咽頭炎及気管支炎」となっている。
- (15) 以上の平時患者数および死者数などに関する記述は、桜井編、前掲書、五四四頁による。